

おしえて

わたしたちの「やまがた緑環境税」

やまがたの豊かな緑をかけがえのない財産として未来へ引き継ぐために、4月から「やまがた緑環境税」を活用した新たな森づくりが始まります。

これまでにみなさんから、その必要性や使いみちについてさまざまな意見や質問が寄せられています。新たな税や森づくりについて、さらに理解を深めていただくため、その主な質問にお答えします。

なぜ、今、森づくりなの？

かつて森林は、林業活動や薪や炭の燃料採取などを通して、私たちの暮らしと深く関わってきました。しかし、木材価格の低迷や農山村地域の過疎化や高齢化、さらには石油やガスの普及によって、しだいに人と森林との関わりが薄れ、手入れがされずに荒廃する森林が増えてきています。

このまま放置して森林の荒廃が進めば、森林の公益的機能※が低下するばかりでなく、その回復には莫大な経費と長い年月がかかるため、今、緊急に整備を行わなければなりません。

※森林の公益的機能～土砂の流出防止、洪水や渇水の緩和などの働き

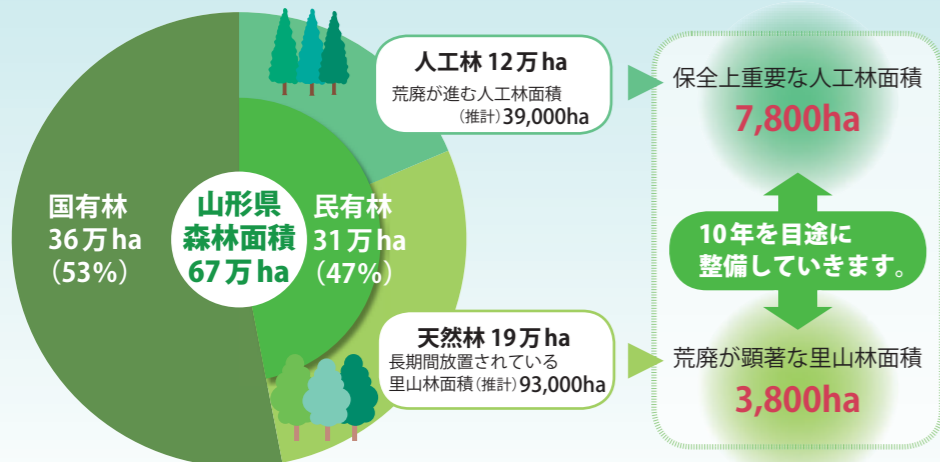
山形県の森はそんなに荒れているの？

人工林約12万haのうち、荒廃が進む森林は約3割の39,000ha。また、天然林約19万haのうち、長期間放置されている里山林は約半分の93,000haと推計されます。

手入れがされずに暗くなった人工林では、木がモヤシ状になり、風や雪で大規模な被害を受けやすくなっています。また、里山林では、松くい虫やナラ枯れによる被害が増加しています。このままでは、荒廃が進んだ森林はますます増えていくことが懸念されます。



松くい虫の被害により立ち枯れた状態の森林



どんな整備をするの？

手入れがされずに暗くなったスギ人工林については、3割以上の木を切ります。地表に光をあて、下層にある樹木をしっかりと成長させることにより、広葉樹が入り混じった森林へと誘導します。また、高さの異なる木が混じり合い、一部伐採しても絶えず樹木が生い茂る森林へと誘導します。(整備面積7,800ha)

里山林では、立ち枯れた木や手入れされず成長が見込めない木を伐採します。そこにナラやトチなど将来大きくなる木を新たに植えていきます。また、表土の流出の恐れのある場所には簡易な木柵を設置します。(整備面積3,800ha)

このように、自然災害に強い、元気でたのもしい森林を作っていきます。



森林整備前



森林整備後

どんな森林が整備対象になるの？

森林の公益的機能発揮のため緊急に整備を要する、以下の条件に該当する森林が整備対象になります。

- 個人又は地域が共同で保有する民有林(地方公共団体が管理する公有林や保安林及び林業公社が管理する森林を除く)
- スギなどの人工林の場合、16～50年の樹齢で過去10年間に間伐などの手入れが行われていない森林
- 里山林の場合、病虫害等による被害が相当大きい森林

個人所有の山を税金で整備するのはおかしいのでは？

荒廃が進む森林をこのまま放置し、森林の公益的機能が損なわれた場合にもたらされる損失や被害は計り知れません。そうなる前に、個人が所有する森林であっても荒廃の進行を食い止めるため整備するものです。

スギなどの人工林の整備については、広葉樹が入り混じった森林や、複層林などの自然に近い森林にし、その公益的機能を維持していきます。そのため、長期間、皆伐を禁止したり、森林以外への転用を禁止するなど、森林所有者の私権を制限していきます。

新たな森づくりの目的以外に使われることはないの？

使途の透明性を高めるため、「やまがた緑環境税基金」に全額を積み立て、新たな森づくりの目的以外に取り崩せないこととしております。また、県民の代表者で構成する第三者機関の「やまがた緑県民会議」を設置し、税の使い方や事業の効果を検証していただきますので、税金が目的以外に使われることはありません。

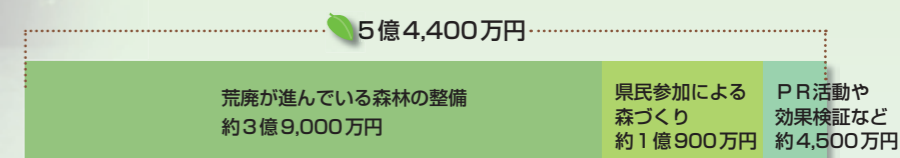
県民参加の森づくりって？

県民のみなさん(NPO、地域団体、企業など)の提案・参加による森づくり活動を支援する事業があります。例えば、地域住民による里山林整備や森林体験活動、企業による植樹活動などを考えています。

なお、この事業説明会を、県内4地域で4月上旬に開催を予定していますので、ぜひご参加ください。詳しくは、県のホームページや県庁だより(3月18日の新聞各紙に掲載予定)でお知らせします。

また、この税の導入をきっかけに、やまがたの森林や自然環境に目を向けていただくことが「県民みんなで支える新たな森づくり」の第一歩と考えています。

やまがた緑環境税の使いみち (平成19年度)



やまがた緑環境税のしくみ

課税方式	住民税(県民税均等割)に一定額を上乗せ	
納める人	個 人	1月1日現在で県内に住所等を有する方
	法 人	県内に事務所等を有する法人等
納める額	個 人	年1,000円
	法 人	資本金等の額に応じて2,000円～80,000円(法人県民税均等割額の10%相当)
納める方法	給与所得者	住民税(県民税)と合わせて給与から差し引きされます。
	給与所得者以外の方	住民税の納税通知書により、最寄りの金融機関の窓口などで納めてください。
	法 人	法人県民税の申告納付の際に合わせて納めてください。

Q みんな1,000円納めるの？

A 対象となるのは、住民税が課税される方です。例えば、1人だけに課税されているご家族では、1,000円を納めることになります。一つの目安ですが、年金やアルバイトなどの収入があっても、現在、住民税が課税されていない方は、所得や家族構成などの生活状況が前年とまったく変わらなければ課税されません。

問い合わせ 税制度のしくみについて 税政課 ☎023(630)2069
新たな森づくりについて みどり自然課 ☎023(630)2207 森林課 ☎023(630)2517
県ホームページ「ピックアップやまがた」から「やまがた緑環境税」をクリック
アドレス <http://www.pref.yamagata.jp/>